

は本社を東京都におき、北海道及び九州に鉱業所を有し、石炭の採掘販売を営むものであって、その鉱業所のうち大牟田市所在の三池鉱業所は三川鉱・四山鉱・宮浦鉱の三鉱を経営している。

申立人日本炭鉱労働組合（以下単に「炭労」と略称す。）は炭鉱労働者をもって組織している労働組合であり、申立人三池炭鉱労働組合（以下単に「三池炭労」と略称す。）は上記三池炭鉱所に所属する三池の労働者を主体とし、これに同会社経営の三池港務所及び株式会社三池製作所の労働者をもって組織している労働組合で前記炭労に加盟している。なお申立人同組合は、労働組合法第五條の規定する立証をなしたものである。

第二 本件申立て当時の労使関係

会社は昭和四四年一月九日、かねての営業不振を理由として三池炭労組合である多数の鉱員の削減を含む第一次企業再建案を計画していたが、労働組合と団体交渉の結果、希望退職の方式によってその人員の整理をなすこととなった。しかし応募者が少なかつたので、会社はこの程度では企業の再建は困難であるとして、同年八月二十八日には三池炭労組合員に関する二、二〇〇名の人員整理と賃金の切下げ等を含む第二次企業再建案を提示し、同労働組合と数回にわたる団体交渉を重ねたが、同年一〇月八日にいよいよ交渉はついに決裂した。そこで会社は同年一〇月一二日三池炭労組合員に一方的に二、二〇〇名の希望退職募集を開始したが、同労働組合の反対にあつて、所期の応募者数を確保できなかった。同年一二月初め頃に至り、所定の人員整理が是非とも会社の再建に必要であるとして、三池炭労組合員一、四七〇名に退職勧告書を送付し、同月一〇日頃その勧告に応じなかつた一、二〇〇名に対して指名解雇を通告し、又同時に解雇に伴う人員の配置転換を図つた。

申立人側は、上記指名解雇をもって組合運動の弱体化を図るものであるとし、絶対反対の態度を示して解雇通告書を一括して会社に返上し、人員の配置転換をも拒否して時限ストライキをくり返し実施するに至つた。そこで会社はこれに對抗するため、昭和三五年一月二五日三池炭業所所属の全作業場にロック・アウトを実施したので三池炭労組合もこれに對抗して、即日無期限の全面ストライキに突入したのである。

かくして両者の衝突はいよいよ深刻化し、対立は日を追つて激烈となり、長期化の様相を呈するに至つたところ、同年二月下旬頃より、三池炭労組合員内部において強力な斗争方針に批判的態度を示し、会社の配置転換に就いて就労したい意向を示すものが生じてきた。

これに加ふるに、その頃より上記批判勢力を増大させる目的からた会社は不当労働行為（別件、昭和三五年（不）第二号・第三号事件として救済命令済み）もからまつて、

漸次批判勢力は拡大され、同年三月一七日に至つてこれらの批判勢力である組合員約三、〇〇〇名が一挙に三池炭労組合を脱退して新たに、三池炭新労働組合（以下単に「新労働」と略称す。）を結成したので、ここに従来の三池炭労組合は完全に分裂してしまい、以後両組合の間に組合員の獲得をめぐる激しい競争が行なわれる情勢となつた。

新労働組合は、同月二四日より会社と団体交渉を重ね、生産性の向上と会社を示す企業再建計画の大綱に協力することを約定し、直ちに生産の再開に応じて就労することとなつた。

他方、三池炭労組合は、これに対応してストライキの体制を一段と強化し、新労働組合の就労・生産の再開に対しては強力なビケを張つて対抗し、かくて会社の生産再開・新労働組合の就労と三池炭労組合のこれを阻止しようとする対抗措置とは、しばしば衝突を生じ、乱斗事件をも展開するに至つて多数の負傷者を生じ、警察の介入を生むに至つたのである。しかし、昭和三五年八月に至つて中央労働委員会が政府の要望もあつて、あつせんにより両者の紛争を解決することとに努め、一、二〇〇名の希望退職と争議行為の中止を骨子とするあつせん案を提示し、同年八月一〇日双方これを受諾したので、さしも大規模にして激烈をきわめた紛争も漸くしてその幕を閉じるに至り、同年一二月から三池炭労組合員も就労することになつて生産の全面再開がみられることとなつた。

かくして、争議は妥結し、生産の再開は一応軌道に乗つたけれども、三池炭労組合と新労働組合との組合員争奪はしだいに内面化し、ますます深刻に展開されたのであるが、会社の生産性向上と企業再建計画に賛同してこれに協力を約し、二ヶ年間にわたつて一切の争議行為を放棄し、平和協定をとり結んだ新労働組合と、会社の生産性向上と企業再建計画とに反対の態度を示し、労働の強化につながる会社の一切の経営政策に反対して譲らない三池炭労組合との間には、性格的に格段の開きがあつたので、会社の両組合に対する好悪感も、おのずから異なるものがあつたことは、これを推知するに難くない。

本件はかかる諸般の経緯と背景の下に発生したものである。

第三 本件申立事実に関し当委員会の認定した事実

当委員会は本件申立事実に関し、次の事実を認定した。

(一) 三川 鉱 関 係

1、三川鉱係員前川功は、昭和三五年一二月頃、大牟田市の松橋旅館にて、その部下の採炭夫にして三池炭労組合である長谷川順平に対し、三池炭労組合を脱退して新労働組合に加入することを勧説し

2、同鉱主席係員草場宏之は、昭和三六年七月三〇日頃、同鉱休憩所にて、その部下の鉱員にして三池炭労組合である平

井健吾に対し前同様勧説し

3、同鉱賃金係主席係員渡辺洋、検収係員大賀竹行の両名は昭和三六年八月七日頃、大牟田市の料亭山源にてその部下の鉱員にして三池炭労組合である伊藤輝臣に対し前同様勧説し

4、同鉱検収係員松岡正光は、同年八月七日頃、大牟田市の田中酒店にて、その部下の検収工にして三池炭労組合である丸山安孝に対し前同様勧説し

5、前記、賃金係主席係員渡辺洋、同検収係員松岡正光の両名は同月一〇日頃、同鉱の会議室にて上記丸山安孝に対し前同様勧説し

6、同鉱検収係員宮原政行は、同年八月八日頃、上記田中酒店にて、その部下の検収工にして三池炭労組合である田中重に対して前同様勧説し

7、同鉱主席係員濱野吾市は、同年九月四日頃、同坑内にてその部下の鉱員にして三池炭労組合である春内貞雄に対し前同様勧説し

8、上記、濱野吾市は、同月一二日頃、同鉱構内風呂場にて、上記、春内貞雄に対し、前同様勧説し

9、同鉱係員森野知文は、同年一〇月一二日頃、同鉱係員詰所にて、その部下の鉱員にして三池炭労組合である森田喜一に対し前同様勧説し

10、同鉱主席係員高田五雄は、同年三月一五日頃、同坑ホールリング座にて、その部下の鉱員にして三池炭労組合である大石末吉に対し前同様勧説し

11、同鉱賃金係、給与室係員矢野高磨は、同年八月二〇日頃、同鉱職員組合事務所にて、その部下の給与室事務手にして三池炭労組合である忠地義高に対し前同様勧説し

12、同鉱木下係員は、同年七月頃、同市の中馬勝方にて、三池炭労組合の採炭夫中馬勝方に対し前同様勧説し

13、同鉱係員島田昭雄は、同年八月八日頃、同坑内にてその部下の仕練夫にして三池炭労組合である竹内猛に対し前同様勧説し

14、同鉱保安部係長柿原勝は、同年七月頃、三川鉱鉱長室にて、鉱員にして三池炭労組合である大坪金章に対し、前同様勧説し

(二) 四山 鉱 関 係

1、四山鉱主席係員中川濱雄は、昭和三六年一〇月三〇日頃同鉱内係員詰所にて、その部下の掘進夫にして三池炭労組合である鶴野敬一に対し、前同様勧説し

2、上記、中川濱雄は、同年八月頃、同坑内作業場にて、その部下の掘進夫にして三池炭労組合である前田学に対し、前同様勧説し

4、同鉱保安係員中嶋繁幸は、同年一〇月三二日頃、坑内人車乗場にて、上記、鶴野敬一に対し、前同様勧説し

5、同鉱開発係員嶋村勇士は、同年一〇月頃、同坑内人車内にて、上記、鶴野敬一に対し、前同様勧説し

6、同鉱開発係員北島寿は、同年一〇月頃、坑内休憩室にてその部下の鉱員にして三池炭労組合である上記、鶴野敬一に対し、前同様勧説し

7、同鉱係員松藤吉松は、同年三月頃、同坑内にて、その部下の掘進夫にして三池炭労組合である森川富義に対し、前同様勧説し

8、同鉱係員小柳靖は、同年一〇月二七日頃、同坑内ポンプ座にて、同鉱の機械工にして三池炭労組合である田中一正に対し、前同様勧説し

9、同鉱保安係員山本義哲は、同年一〇月頃、同坑内作業場にて、同鉱の掘進夫にして三池炭労組合である石崎政雄に対し、前同様勧説し

10、同鉱保安係員堀足貞行は、同年一〇月頃、同市内杜宅の上記、石崎政雄方にて同人以上に対し、前同様勧説し

11、同鉱係員肝付兼弘は、同年一〇月二五日頃、同坑内係員詰所にて、その部下の鉱員にして三池炭労組合である北原守に対し、前同様勧説し

12、同鉱電気主席係員平位豊克は、同年七月頃、大牟田市の五十鈴旅館にて、その部下の坑内電気工にして三池炭労組合である津津茂に対し、前同様勧説し

13、同鉱係長松本直は、同年八月一〇日頃、同鉱鉱長室付近にて、その部下の鉱員にして三池炭労組合である荒尾重光に対し、前同様勧説し

14、同鉱炭炭主席係員小山信之は、同年七月二七日頃、同鉱職員組合事務所にて、その部下の乾充工にして三池炭労組合である八反一男に対し、前同様勧説し

15、同鉱運搬係員杉浦勝造は、同年八月二七日頃、坑内休憩所にて、その部下の運搬工にして三池炭労組合である友枝寿に対し、前同様勧説し

16、同鉱主席係員野田右は、同年九月三〇日頃、同鉱職員組合事務所にて、その部下の倉庫番にして三池炭労組合である渡辺喜一郎に対し、前同様勧説し

(三) 宮浦 鉱 関 係

1、宮浦鉱坑外工作機械主席係員牛島光義・機械調査係員渡辺健策の両名は、昭和三六年一月一〇日頃、同市内の渡辺健策方にて、その部下の鉱員にして三池炭労組合である渡辺良信に対し、前同様勧説し

2、同鉱保安係員田中茂末は、同年一〇月二七日頃、坑内作業所にて同鉱採炭夫にして三池炭労組合である山崎今朝光に対し、前同様勧説し

3、同鉱掘進係員菊次勝義は、同年三月二五日頃、同坑内作業場にて、その部下の掘進夫にして三池炭労組合である今里正勝に対し、前同様勧説し